

マイナンバー制度の概要と 税務について

マイナンバー制度の意義

皆さん、きょうはご多数お集まりいただきましてありがとうございます。これから「マイナンバー制度の概要と税務について」というテーマでお話しさせていただきます。

はじめに、マイナンバー制度の意義を三つご説明します。一つ目は「公平・公正な社会の実現」です。マイナンバーを使って税情報の名寄せや突合などをすることで所得を正確に把握できるようにします。それによって、税にとどまらず、例えば地方税当局で把握した所得情報は、社会保障分野でも使用されます。

二つ目は「行政事務の効率化」です。

これは名寄せにより様々な行政事務を処理できるようになると、今まで手作業でやっていた業務が大幅に効率化できるようになります。

三つ目は「国民の利便性の向上」です。特に、住民票情報について添付省略等を図ることができます。例えば、課税証明書など、今まで行政庁にいろいろな添付書類を提出しなければ取得できなかったものも、申請を受けた役所がシステム上、それぞれ税務当局や住民票の管理部門等に情報の照会をかけるので、ワンストップで手続が済むようになると思います。

いよいよ今年10月から、マイナンバーの通知が始まります。対象は、住民票を

有する全ての方であり、1人一つの番号（12桁）が記載された通知カードが市区町村から送られてきます。ただし、日本国籍をお持ちの方でも、国外に在住しているため、日本国の住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。逆に、外国籍をお持ちの方であっても、日本に在住しており、日本国の住民票を有する場合には、マイナンバーが付番されます。

また、国税庁から、登記上の本店所在地に1法人一つの法人番号（13桁）が通知されます。マイナンバーは、個人情報保護の観点から利用範囲が限定されているのに対し、法人番号はどなたでも自由にご利用することができます。

ここで特に申し上げておきたいことは、



◎猪野 茂(いの・しげる)氏
昭和62年国税庁入庁。平成6年尾鷲税務署長、平成20年国税庁調査査察部国際調査管理官、同長官官房相互協議室長、東京国税局調査第一部長を歴任、平成26年国税庁長官官房企画官兼情報技術室長。

皆さんからマイナンバーを集める必要があります。

マイナンバー制度の懸念への対応

マイナンバー制度の懸念への対応についてご説明いたします。

マイナンバー制度が導入されることにより、国民の利便性は向上しますが、次の3点のような懸念もあります。

- (1) マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合の結果、集積・集約された個人情報外部に漏れるに等しいのではないかといった点
- (2) マイナンバーの不正利用(他人のマイナンバーを用いた成りすまし)等により財産その他の被害を負うのではないかとといった点
- (3) 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーを基に名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった点

例えば、税務職員が誰かのマイナンバーから、税務上の情報だけでなく、年金などの様々な情報を見ることができてし

「マイナンバーは一生使うものなので、大切にしてください」ということです。

これはご本人だけではなく、ご家族の方にもよく伝えていただきたいと思えます。

マイナンバーは、番号法上、社会保障・税・災害対策分野の三つの行政手続にしか使えませんが、様々な場面で利用されます。

例えば、お子様がおられる場合は、毎年6月の児童手当の現況届の際に、市区町村にマイナンバーを提示することが必要になります。さらに、厚生年金の裁定

請求の際や、証券会社や生命保険会社などの取引がある場合にもマイナンバーを提示する必要があります。また、勤務先は従業員などにマイナンバーの提示を求めて、源泉徴収票等に記載することになります。

つまり、税理士事務所にお勤めの方であれば、事務所から「源泉徴収票の作成に必要なので、マイナンバーを提供してください」とマイナンバーの提示を求められる場合があります。逆に税理士事務所を営んでいる場合には、経営者の方は、従業員の

まうのではないかとということ。

このような懸念に対しては、幾重もの保護措置が手当されています。システム面においては、個人情報を一元的に管理せずに分散して管理することになっております。

また、他の行政庁と情報連携を行う際も、マイナンバーとは違う符号を用いて、いわゆる「情報提供ネットワーク」を介して照会をかけます。国税庁、厚労省、地方公共団体でそれぞれ情報を別々に管理することとなります。

さらに、情報連携は、役所ごとに異なる符号を使うので、仮に1箇所で情報漏えいがあったとしても、他の行政庁においても漏えいが連鎖するということはありません。

成りすましに関する懸念に対しては、制度面において、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止しており、社会保障や税の手続において、マイナンバーを記載する場合でも、個人番号カードや運転免許証など、顔写真付きの身分証明書等によって本人確認を厳格に行う仕組みになっています。万が一、

マイナンバーが漏えいし、あるいは盗難にあっても、マイナンバーだけで手続きがすべて完結することはないので、成りすましによる被害はありません。

住民、あるいは一納税者であれば、マイナンバー制度がはじまっても、作業的に大きな影響はありませんが、会社、税理士事務所を営営しておられる方の場合には、いろいろ対応しなければならぬことがあります。

例えば、源泉徴収票の作成、年末調整、厚生年金や雇用保険の関係で従業員や従業員の扶養家族からマイナンバーの提供を受け、それぞれの様式に記入して税務署や年金事務所、健保組合などに提出していただくこととなります。金融機関であればなおのこと、顧客からマイナンバーの提供を受けますので、膨大なマイナンバー付きの特定個人情報を扱わなければならない、漏えいへの対応が求められるため、しっかりとした準備が必要になります。

申告書や法定調書への番号記載時期

申告書や法定調書への番号記載時期についてご説明します。

国税通則法第124条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）には「国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名、住所又は居所及び番号を記載しなければならない。」と規定されております。

具体的にどの書類にマイナンバー、あるいは法人番号を記載するのかについては、税法の各条文において規定されております。

まず、所得税の申告書は、平成28年1月1日の属する年分以降の申告書からマイナンバーの記載が必要になります。具体的には、平成28年分の確定申告期、つまり平成29年の2月16日から3月15日までの期間にマイナンバーが記載された申告書を提出していただくこととなります。ただし、年の中途で出国された、あるいは年の中途でお亡くなりになり申告書を提出する必要がある場合は、平成28年中に、マイナンバーを記載した申告書を提出していただくこととなります。特に、年の中途でお亡くなりになった場合は、準確定申告をしていただく必要がありますので、相続人のマイナンバーを記載し

申告書や法定調書への番号記載時期

税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期(平成29年2月16日から3月15日まで)	<ul style="list-style-type: none"> ●年の途中で出国⇒出国の時まで ●年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から3月15日まで	●年の途中で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ●中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ●新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで <法人> 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ●個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ●中間申告書 ●課税期間の特例適用
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒平成28年11月1日まで	●住所及び居所を有しないこととなるとき⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月29日まで	●平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から ^(※)	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで (注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。	(例) <ul style="list-style-type: none"> ●配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ●退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	●平成28年中から提出

(※)法定調書提出義務者(個人番号関係事務実施者)は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

(講演資料より)

ていただくこととなります。

次に、法人税は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から法人番号の記載が必要になっています。

例えば、平成28年12月末決算の場合、法人税申告書の提出期限は平成29年2月28日までとなっていますので、それまでに法人番号を記載した申告書を提出していただくこととなります。ただし、中間申告書、新設法人あるいは決算期変更法人の場合には、平成28年中であっても法人番号を記載して申告書を提出していただくこととなります。

消費税についても、個人・法人で異なりますが、一般的には平成28年分の申告から番号の記載が必要となり、法定調書については、例えば給与所得の源泉徴収票については、平成28年分から番号の記載が必要となり、平成29年1月31日までに提出が必要となります。

給与所得の扶養控除等(異動)申告書については、平成28年1月以降に提出していただくものから、早々に番号の記載が必要になり、また、3月に定年退職される方がおられる場合には、退職所得の受給に関する申告書についても早めの準備が必要となります。

番号法上の本人確認

番号法上の本人確認についてご説明します。

会社や事務所にて、マイナンバーを従業員などから取得していただく場合には、利用目的の明示と、厳格な本人確認が必要になります。

まず、顧客や従業員に対して、マイナンバーの提供を受ける目的を示す必要があります。例えば、「源泉徴収票作成事務で必要なのでマイナンバーを提供してください」とか「健康保険・厚生年金保険届出事務で必要なのでマイナンバーの提供をしてください」ということを、社内規則や社内LAN、あるいは掲示板などにおいて具体的に明示してお伝えしていただく必要があります。

なお、源泉徴収や年金、医療保険、雇用保険など、複数の目的で利用する場合には、まとめて利用目的を明示していただいても差し支えありません。

次に、成りすましなどの防止のためにも、本人確認は厳格にさせていただく必要があります。レンタルビデオ店に行つてDVDを借りるために会員になる際、「運転免許証はお持ちですか」などと聞

かれ、提示するとコピーを取られることがあります。あるいは、スーパーマーケットでお酒を買う際、「身分証明書を見せてください」などとお願ひされることもあります。一般的な本人確認は、今申し上げた対応で済みますが、番号法上の本人確認は更に厳格になります。

番号法上の本人確認は、記載されたマイナンバーが正しいかどうかという番号確認と、手続を行っている人がマイナンバーの正しい持ち主なのかという身元確認の二つがあります。

マイナンバーの提供を受ける際の本人確認については、「個人番号カード」が活用できます。個人番号カードは、通知カードに同封されている申請書を用いて、市区町村に申請をすることにより無料で取得できます。この「個人番号カード」があれば、カードの裏面にマイナンバーが記載されているため番号確認ができ、表面には本人の写真付きの氏名と住所が記載されているため身元確認ができます。「個人番号カード」がない場合には、番号は通知カードで確認し、身元は従来どおり運転免許証やパスポートなど写真付きの公的書類等で確認します。このほかにも、様々なケースを想定して、例外規

定が設けられています。

税務代理人がマイナンバーを提供する場合の本人確認

税務代理人がマイナンバーを提供する場合の本人確認についてご説明します。

税務代理の委嘱を受けている税理士が税務当局に対してマイナンバーを提供する場合、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認——の三つが必要です。代理権の確認は、税務代理権限証書で確認し、代理人の身元確認は、税理士証票で確認します。この点については、日本税理士会連合会と国税庁で申し合わせをしており、取扱いを統一することとしています。

書面提出分では、添付された税務代理権限証書の確認により、代理権を確認します。税務代理権限証書の添付がない場合には、納税者ご本人からマイナンバーの提供があったものとして取り扱います。また、税務代理権限証書は、申告書等の提出の都度、添付する必要があります（当初提出分の写しでも可）のでご理解いただきたいと思います。

それから、代理人の身元確認について

は、番号法上は運転免許証やパスポートなどが認められていますが、税務関係手続においては、ニセ税理士の防止や、税務当局の本人確認事務の効率化という運用上の観点から、「税理士証票」の提示又は写しの添付をお願いしています。税務署窓口での提出時にも、混雑緩和等の観点から、1件別に写しを添付するようにしていただきます。税理士事務所の方などが税務署の窓口で申告書等を提出する場合も、郵送等の取扱いに準じて、代理人である税理士の「税理士証票」の写しを添付していただくこととなります。

税務代理の委嘱を受けるのが法人の場合は、代理権の確認及び本人の

税務代理人が国税当局に対し個人番号を提供する場合の本人確認

- 税務関係手続においては、代理人から個人番号の提供があったものか否かを、原則として税務代理権限証書の提出の有無により判断します。
- 税務代理権限証書の提出がない場合は、原則として納税者本人から個人番号の提供があったものとして取り扱います。

税理士の場合

確認項目	本人確認書類等	
	書面提出分	代理送信分
代理権の確認	税務代理権限証書の添付 ^(※1)	①税務代理権限証書データの添付 ②納税者本人の利用者識別番号の入力
代理人の身元確認	税理士証票の提示又は写しの添付 ^(※2,3)	(税理士の)電子証明書の添付
本人の番号確認	個人番号カード又は通知カードの写しの添付	地方公共団体情報システム機構への照会等

- ※1 税務代理の委嘱を受けている場合には、申告書等の提出の都度、添付する必要があります(当初提出分の写しでも可)。
- ※2 税務署窓口で提出する際にも、混雑緩和等の観点から、1件別に写しを添付するようにしてください。
- ※3 税理士事務所の従業員等が税務署の窓口で申告書等を提出する場合も、郵送等の取扱いに準じて代理人である税理士の「税理士証票」の写しを提出する必要があります。

税理士法人の場合

【代理権の確認】及び【本人の番号確認】については、税理士の場合の取扱いと同様。

- 番号法上、法人代理人の「身元確認」については、以下の2つの確認が求められています。

- ①法人実在確認 法人が実在することの確認
- ②関係性確認 現に個人番号の提供を行う者が当該法人に所属していることとの関係を確認

税理士法人の身元確認においては、運用上、税理士法人の社員税理士又は所属税理士(以下「社員税理士等」という。)を「現に個人番号の提供を行う者」として取り扱います。



【書面提出の場合における身元確認書類】

- 社員税理士等の「税理士証票」の提示又は写しの添付(郵送等の場合は写しの添付)
 - ※1 税理士証票に税理士法人名が記載されているため、法人実在確認及び関係性確認が可能。
 - ※2 税務署窓口で申告書等を提出する際の対応及び税理士法人に勤務する税理士資格を有しない従業員等が提出する場合の対応については、税理士の場合の取扱いと同様。

(講演資料より)

番号確認については、税理士の場合と同じです。法人の身元確認は、法人が実在すること、現にマイナンバーの提供を行う方がその法人に所属していることとの関係を示していただきます。この点についても、日税連と国税庁の申し合わせで

社員税理士等の「税理士証票」の提示又は写しの添付をもって確認を行うこととしています。

税理士法人の代理送信は、個人の代理送信とあまり変わりはなく、従来の電子申告の手続の過程において、税務当局で

法人が実在していることや、その関係性を確認させていただきます。

ただし、社員税理士等が退職されて、勤務先が変わったような場合には、退職した法人の顧問先の申告情報を閲覧できるような状態は、特定個人情報保護の観点から問題があるため、新たな代理送信用のIDを取得していただく必要があります。したがって、番号制度導入後は、従来にも増して代理送信用IDの取扱いを徹底するようお願いいたします。

マイナンバーの利用・提供・収集制限

マイナンバーの利用・提供・収集制限についてご説明します。

本人確認の後、マイナンバー付きの特定個人情報をお客先として、あるいは事務所として保管する際は、漏えいしないよう保護措置を施していただく必要があります。



ます。これについては、特定個人情報保護委員会が所管しており、ホームページ (<http://www.jpcc.go.jp/>) を検索していただく、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」や、ガイドラインに関する「Q&A」などが掲載されていますので、是非ご覧いただきたいと思えます。具体的な特定個人情報の保管方法や、本人確認のタイミング

などが説明されています。そこで特に強調されているのは、マイナンバーには、利用・提供・収集の制限があるところと、法律で定められている社会保障・税・災害対策の分野でしかマイナンバーは使えません。また、目的なくマイナンバーの提供・収集は認められておりません。

特定個人情報の取扱いについては、要求される項目が多いので、他の企業等に委託することもありますが、マイナンバーの管理については、委託先に取扱いを任せただけでも「番号法」に基づいて委託者自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、必要かつ適切な監督を行わなければならない」とされています。

具体的には、例えばある会社がA社に特定個人情報の取扱いを委託する場合、委託先A社の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認する必要があります。

源泉徴収票や支払調書の作成事務の受託を顧問先から受けている税理士事務所の場合、顧問先は、委託先の税理士事務所

所による監督・教育は行き届いているか、経営環境はしっかりしているかなどを確認する義務があり、また、契約内容にも、秘密保持義務や事務所内からの特定個人情報への持ち出し禁止等の事項を盛り込む必要があります。

詳しくは、日税連から『税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック入門』という冊子が発行されており、業務上のひな型も掲載されていますので、ご参照ください。

事業者が講ずべき安全管理措置の要点

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に示されている、事業者が講ずべき安全管理措置の要点について、ご説明します。

《基本方針の策定について》

基本方針とは、特定個人情報を取り扱うための組織としての取扱方針です。基本方針に定める項目としては、例えば、関係法令・ガイドライン等の遵守や、安全管理措置に関する事項などが考えられます。また、基本方針は、ガイドライン上は、策定していただいた方が望ましいとされています。

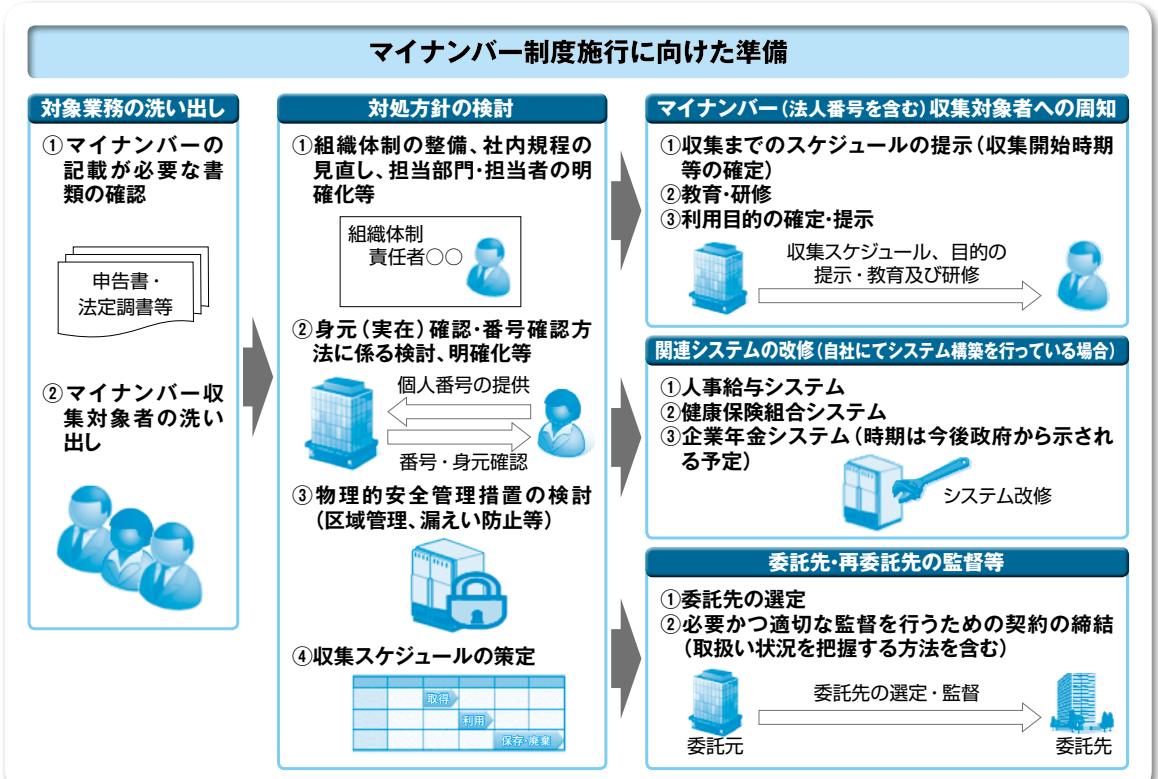
《取扱規程等の策定》

取扱規程とは、管理段階（マイナンバーの①取得、②利用、③保存、④提供、⑤削除・廃棄）ごとに、責任者・事務取扱担当者及びその任務について定めることが考えられます。

また、取扱規程等は、ガイドライン上は、策定しなければならぬことになっています。

《組織的安全管理措置について》

組織的安全管理措置とは、例えば、実際に特定個人情報を取り扱う部署、担当者、監督する者など漏えいが起きたときのダメージコントロールを



(講演資料より)

国税分野でよくある質問

Q1 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

答 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

Q2 不動産等の譲受けの対価の支払調書について、対象資産が共有持分の場合、どのように記載すればいいですか。

答 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」については、現在、共有持分に係る支払調書を共有者ごとに作成することになっています。番号制度の導入後についても現在と同様に、共有者ごとに支払調書を作成し、提出していただくこととなります。

Q3 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。

答 クラウドサービスや保守サービスが委託に該当するのは、「サービス事業者がその契約内容を履行するために個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うかどうか」が判断基準となります。そのサービス事業者がその電子データを取り扱わない場合には、個人番号関係事務の委託を受けたとみることではできませんので、番号法上の委託には該当しません。契約条項に、そのサービス事業者がその電子データを取り扱わない旨を定め、適切にアクセス制御を行っていることを盛り込んでおくことが考えられます。

Q4 税務調査で安全管理措置が適当か確認することはありますか。

答 特定個人情報の安全管理措置の適否の判断については、特定個人情報保護委員会が所掌しており、国税当局は判断する立場にないため、確認をすることはありません。

Q5 従業員等の個人番号が記載された給与所得の扶養控除等申告書などの漏えいがあった場合、担当者や企業が罰せられるのですか。

答 番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっており、例えば、給与所得の扶養控除等申告書などの取りまとめや法定調書の作成・提出を行う従業員が正当な理由なく故意に個人番号を含む情報漏えいをさせた場合、刑事罰が科されます。

一方、サイバー攻撃による漏えいなど、故意でなく過失による漏えいには、刑事罰は科されません。

また、漏えいした企業に対する罰則も規定されていますが、企業が従業員への指導等、一定の安全管理措置を講じていれば、企業に刑事罰が科されることはありません。

含め、どのような体制を整備するかを決めることです。

《人的安全管理措置について》

人的安全管理措置とは、事務取扱担当者の監督・教育をすることです。

《物理的安全管理措置について》

物理的安全管理措置とは、特定個人情報を取り扱う区域の管理などのことです。例えば、ある程度の規模がある場合であれば、部屋を分ける、中から施錠ができるようにする、そこまでの規模がない場合であれば、配席を工夫する、席を隣と離すといったようなことです。他には、特定個人情報紙で記録されている場合と、そうではない場合とを分けて管理する、鍵の管理も別の体系を作る、電子媒体を持ち出す際の管理の仕方など物理的な工夫をすることです。

《技術的安全管理措置》

技術的安全管理措置とは、アクセス制御やアクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止というシステム上の措置を取ることです。

ただ、このような安全管理措置については、中小規模事業者に対して実務への影響が配慮されており、特例が設けられているので、詳しくはガイドラインをご

確認ください。

マイナンバーの破棄の問題と過失責任

マイナンバーの廃棄の問題についてご説明します。

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報収集又は保管することができないため、社会保障や税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりませんので、ご注意ください。

過失責任についてご説明します。

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報取扱いに関する監視・監督（立入検査、報告徴求、指導、助言、勧告、命令等の権限の行使）を行います。番号法の罰則については、個人情報保護法の量刑のおおむね1.5倍〜2倍と言われており、厳罰化が講じられています。しかしながら、事務所、あるいは顧問先で、安全管理措置を一通り取っていたにもかかわらず、例えば、強烈的なハッキングを受けて情報が漏れてしまったということであれ

ば、それをもって直ちに処罰にかけられるわけではないということをご認識いただきたいと思います。

ただし、刑事罰というのは故意犯が原則ですが、民事上の責任は故意の場合に加え、過失の場合も責任が問われます。過失の程度に応じて、実際に特定個人情報漏れたことによる被害について、賠償責任が問われる可能性もあることも併せてご理解いただきたいと思えます。

これからどうすればいいのかということなのですが、具体的には、事務所、会社でマイナンバーを記載する必要のある書類、記載する必要のあるマイナンバーの持ち主などを、しっかり洗い出して把握していただくことが大切です。各種書類を役所に提出するまでのマニュアルをお持ちでしたら、マイナンバーへの対応を付加してください。その際、担当者や担当部署を確定させて、責任者も決めて、社内規定をもう一度整理するなどして万全な準備を進めていただきたいと思います。

私も国税庁としましても、引き続きマイナンバー制度の普及・定着のために努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしく願います。

（構成／TKC出版 古市 学）